

令和7年度

地域整備方向検討調査

浪岡川二期地域営農計画概定その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

地域整備方向検討調査浪岡川二期地域営農計画概定その他業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、地域整備方向検討調査浪岡川二期地域の事業構想策定に向け、営農計画の概定及び環境配慮調査を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務において対象とする場所は、青森県青森市、五所川原市、南津軽郡藤崎町及び北津軽郡板柳町の2市2町で、別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条

作業実施のための土地への立入り等は共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条

本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等

(業務概要)

第1-6条

本業務の概要は次のとおりである。

- (1) 営農計画の概定

一式

(一般事項)

第1-7条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-8条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は、次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村環境 農業－農村地域・資源計画
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村環境 農村地域・資源計画
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第1-9条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-10条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-11条

受注者は、共通仕様書第1-37条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

設計の基本的事項に関しては、土地改良事業計画設計基準を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

(設計条件)

第2-2条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 本地域の改修対象施設は次のとおりである。

- ① ダム 1箇所 (浪岡ダム、付帯施設として都谷森頭首工及び都谷森導水路含む)
- ② 頭首工 2箇所 (夕顔関頭首工、松島頭首工)
- ③ 揚水機場 1箇所 (松島揚水機場)
- ④ 幹線用水路 5路線 L=13.2km
(銀幹線用水路、川倉導水路、夕顔関幹線用水路、松島導水路、長橋幹線用水路)
- ⑤ 水管理施設 1式

(参考図書)

第2-3条

設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする。

名称	発行所	制定(改訂)月日
国営土地改良事業調査計画マニュアル	農業農村整備事業計画研究会	平成29年3月
農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	平成15年8月
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き	公益社団法人農業農村工学会	平成16年12月
農業農村整備における景観配慮の手引き	公益社団法人農業農村工学会	平成19年6月
農業農村整備における景観配慮の技術指針	公益社団法人農業農村工学会	平成30年5月

なお、期間中に改定等が生じた場合は、最新の図書等を用いるものとする。

(貸与資料)

第2-4条

貸与資料は、次のとおりとする。

貸与資料	数量
国営浪岡川農業水利事業 事業成績書	一式
国営浪岡川農業水利事業 事業計画関係図書	一式
国営浪岡川農業水利事業 事業誌	一式
国営浪岡川農業水利事業 施設管理図	一式
令和4年度 地域整備方向検討調査 浪岡川二期地域整備構想基礎資料とりまとめ業務報告書	一式
令和5年度 地域整備方向検討調査 浪岡川二期地域整備構想検討業務報告書	一式
令和6年度 地域整備方向検討調査 浪岡川二期地域整備構想検討業務報告書	一式
実証ほ場データ 令和6年度調査結果	一式

上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議する。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-5条

第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 設計作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量の詳細は、別紙1 作業項目内訳表に示すものである。

(設計作業の留意点)

第3-2条

業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

(3) 営農計画の概定にあたり、専門技術者と監督職員が打合せを行い、次の段階で専門技術者から助言を得ることとしている。得られた助言は監督職員からの指示により受注者において資料に反映するものとする。

・ 営農計画の概定に係る専門技術者との打合せ

項目	実施時期	内容
第1回打合せ	令和7年12月	営農構想・営農計画（概定）検討時
第2回打合せ	令和8年2月	営農構想・営農計画（概定）とりまとめ時

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せに管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（営農計画とりまとめ段階、環境調査とりまとめ段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部

(2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県弘前市大字新寺町149-2

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。

- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) その他。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条

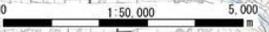
この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和7年度地域整備方向検討調査 浪岡川二期地域営農計画概定その他業務 位置図



凡 例	
	用水受益
	貯水池(面営)
	堰
	橋
	頭首工
	揚(排)水機場
	用水路(面営)
	用水路(渠営)
	排水路(渠営)
	市町村界

図面の名称	
浪岡川農業水利事業	
一 般 計 画 平 面 図	
縮尺 S=1/50,000	
作成年月日	平成 年 月 日
図面番号	1 1葉の内1枚



別紙1 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業実施欄	備考
1 準備作業			
1-1 現地調査	構想検討のために必要な現地調査を行う。	○	
1-2 資料の検討	貸与資料を整理、把握し、作業計画を樹立する。	○	
2 営農計画の概定	過年度にとりまとめた営農計画（素案）について、発注者から提供する資料等をもとに計画作物等の見直し及びモデル営農類型（営農類型別経営計画等）を設定して経営償還率を算定し、専門技術者の助言を得てとりまとめる。	○	
3 環境配慮調査の実施	環境配慮調査方針(案)に基づいて、別紙2調査の実施時期・調査方法により、冬季（12月～2月）の調査を行い、別紙3～7の様式にとりまとめる。	○	
4 点検とりまとめ	成果資料の点検、とりまとめを行い、報告書を作成する。	○	

<調査の実施時期>

施設名	整備内容 (案)	施工時期	生態系						景観
			ほ乳類・ は虫類・両生類	ほ乳類 (コウモリ)	鳥類	魚類・ 底生動物	陸上昆虫	植物	
① 浪岡ダム (取水施設)	更新、新設	9/1~12/1	2季:夏、秋	—	3季:春、秋、(冬)	—	2季:夏、秋	2季:夏、秋	4季:春、夏、秋、(冬)
② 浪岡ダム (放流設備)	更新	9/1~12/1	—	2季:夏、(冬)	—	—	—	—	—
③ 都谷森頭首工	補修、更新	5/16~11/30	3季:春、夏、秋	—	3季:春、夏、秋	3季:春、夏、秋	—	—	—
④ 都谷森導水路	補修	5/16~11/30	2季:夏、秋	2季:夏、(冬)	—	—	2季:夏、秋	2季:夏、秋	—
⑤ 夕顔関頭首工	改修、更新	10/11~翌3/31	3季:春、夏、秋	—	2季:秋、(冬)	3季:春、夏、秋	—	2季:夏、秋	4季:春、夏、秋、(冬)
⑥ 松島頭首工	改修、更新	10/11~翌3/31	3季:春、夏、秋	—	2季:秋、(冬)	3季:春、夏、秋	—	2季:夏、秋	4季:春、夏、秋、(冬)
⑦ 松島揚水機場	改修、更新	10/11~翌3/31	—	—	—	—	—	—	4季:春、夏、秋、(冬)
⑧ 銀幹線用水路	補修、更新	9/2~翌3/31	—	—	—	—	—	—	4季:春、夏、秋、(冬)
⑨ 川倉導水路	補修、更新	9/2~翌3/31	3季:春、夏、秋	—	—	3季:春、夏、秋	—	2季:夏、秋	—

注1) 調査時期は、冬季(12月~2月)を対象とする。

2) ダム落水期・非出水期:10/11~翌3/31、非かんがい期:9/2~翌3/31

<調査方法>

調査対象		調査方法名	概要
生態系	ほ乳類	目視、フィールドサイン法、 シャーメントラップ法	目視、フィールドサイン法、シャーメントラップ法により確認されるほ乳類を記録する。
	コウモリ類 (本業務対象：冬季)	目視、バットディテクター	目視やバットディテクターを用いて記録する。コウモリ類が確認された場合は、侵入口の特定も行う。
	鳥類 (本業務対象：冬季)	定点観察法、任意観察法	定点及び任意観察により、目視及び鳴き声により確認される鳥類を記録する。目視は肉眼による直視の他、双眼鏡（8倍程度）とフィールドスコープ（30倍程度）を使用する。渡り鳥が確認された場合は、鳥類（飛来数）を確認する。
	は虫類・両生類	目視、捕獲	目視や鳴き声等による確認及びタモ網による捕獲により確認されるは虫類・両生類を記録する。
	魚類	捕獲	投網やタモ網、カゴ網、セルビン、定置網などを用いて魚類を捕獲し、魚類の体長等の計測と同定を行う。
	底生動物（水生昆虫含む）	捕獲	魚類と同時に捕獲される種を同定する他、底泥、礫下などからタモ網等を用いて捕獲し、その種を同定する。
	陸上昆虫類	目視、採種	目視、鳴き声により確認される陸上昆虫類を記録する。見つけ採り、スウィーピング法により捕獲し、その種を同定する。
	植物	目視	目視により、確認される植物を記録する。
景観	ダム、頭首工、用水路とその 周辺 (本業務対象：冬季)	写真撮影	環境点検（現地踏査）により調査対象施設周辺の景観構成要素を把握する。視点場（定点）から遠景・中景・近景をデジタルカメラで撮影する。
		測色調査	調査対象施設及び施設周辺の景観構成要素の色彩について色票を用いた視感測色を行い、マンセル表色系で数値的に整理する。

①浪岡ダム 生態系調査範囲（調査項目：ほ乳類、**鳥類** は虫類・両性類、陸上昆虫類、植物）

■整備予定地の環境

本ダムは、岩木川水系王余魚沢川に築造された堤高 52.4m のロックフィルダムである。ダム周辺は、標高 200m 程度の山に囲まれ、落葉広葉樹と常緑針葉樹の混交林である。

ダム右岸側は、県道が隣接し交通量が多く青森空港も隣接している。

ダムは年間を通じて貯水池の水位変動があり、非かんがい期となる秋季はダム底が見えるほど低下する。

管理棟周辺は、植栽された芝生で維持管理が行われている。

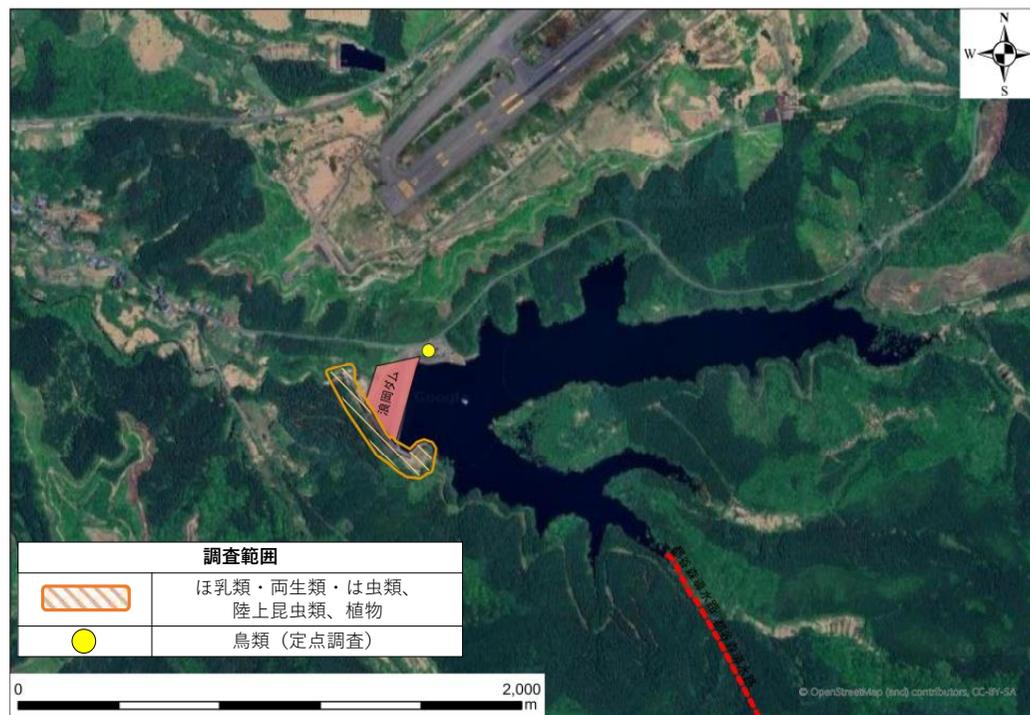
■調査の留意事項

ほ乳類、は虫類・両生類、陸上昆虫類、植物：土工を行う山間部に生育する動植物を把握するため、洪水吐の土工範囲に調査区を 1 か所設定する。

鳥類：山間部、水域に生息する鳥類相を把握するため、定点調査地を 1 か所設定する。



浪岡ダム洪水吐概況
(洪水吐上流側から撮影)

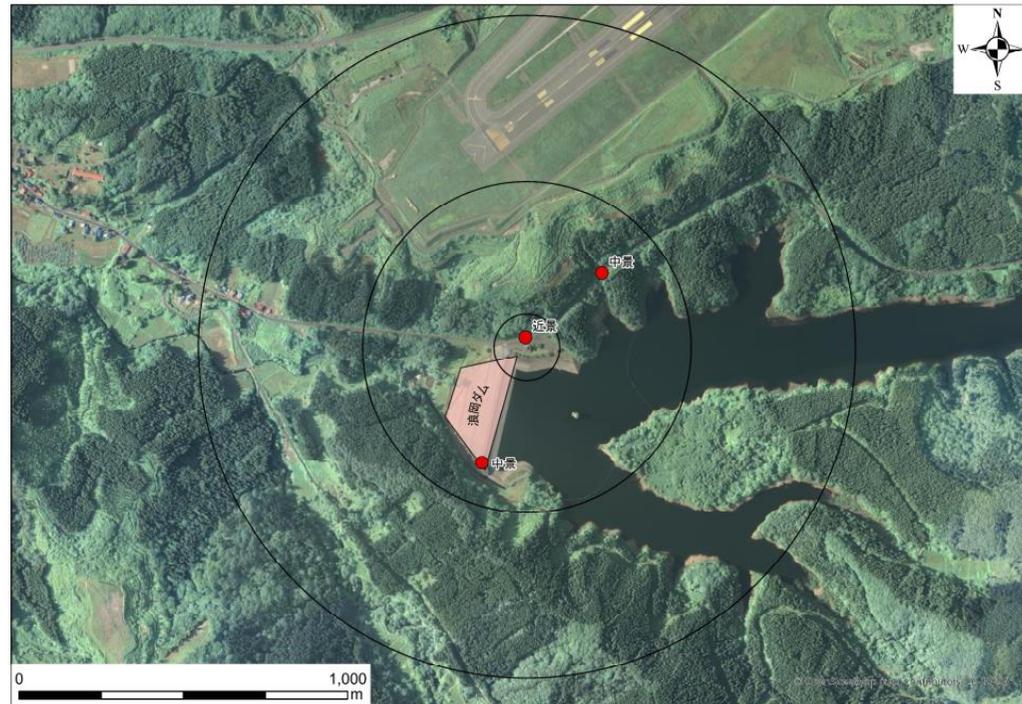


浪岡ダム 生態系調査範囲

①浪岡ダム 景観調査 視点場の設定

■視点場設定の考え方

- ダム管理棟を対象に近景・中景の視点場を設定する。
- ダム管理棟の近景は県道27号(青森浪岡線)に設定した。
- ダム管理棟の中景は、県道27号に設定した。
- 浪岡ダムは周辺が木々に囲まれ、県道27号付近からしか設備を視認できず、県道も大きくカーブを描いているため、遠方からの視認性が悪く、遠景の視点場は設定しない。



浪岡ダム 視点場



ダム管理棟 近景



ダム管理棟 中景

②浪岡ダム（放流設備）（調査項目 ほ乳類（コウモリ類））

■整備予定地の環境

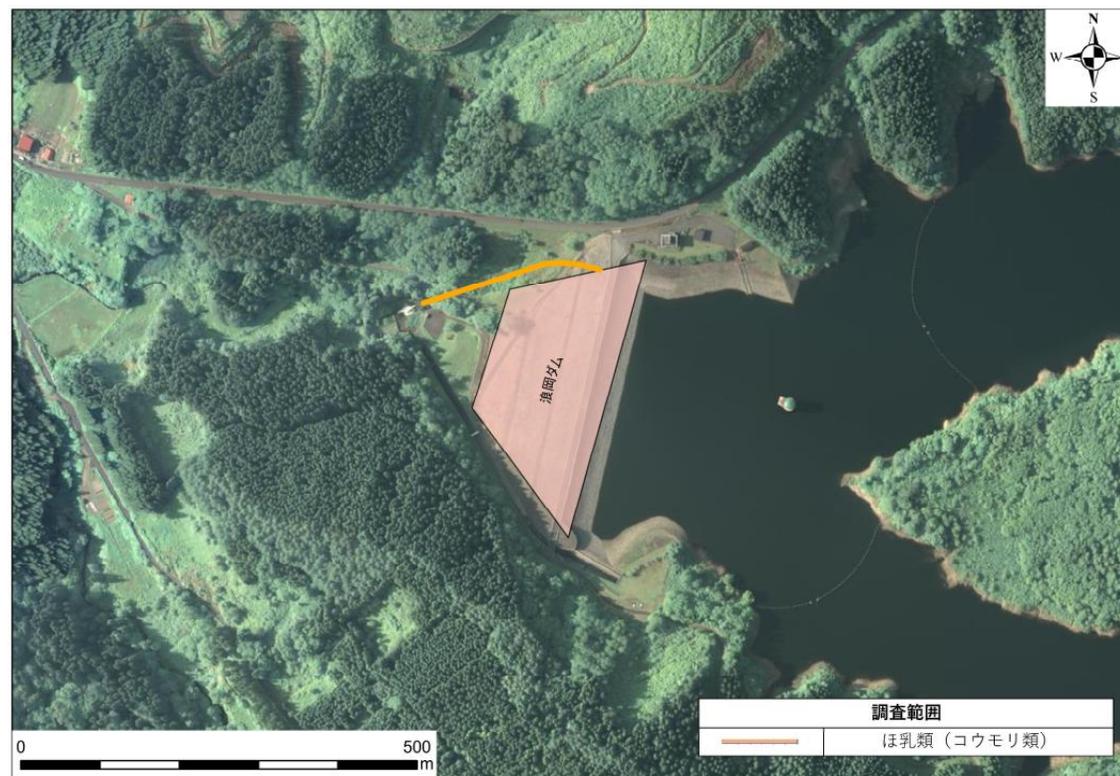
本放流設備は、ダム堤体の右岸側直下流に位置しており、目前の上流側はダム堤体、下流側は護岸工に覆われ、両岸は谷斜面が迫っている。放流設備の取水導流管は、トンネル内にあり、建屋はダム直下に位置している。

■調査の留意事項

ほ乳類（コウモリ類）：トンネル内全線において目視調査を行い、必要に応じてバッドディテクター調査、バンディング調査を設定する。コウモリ類が確認された際は、侵入口の特定も行う。



放流設備



浪岡ダム（放流設備）

④都谷森導水路 生態系調査範囲（調査項目：**ほ乳類（コウモリ類）**、ほ乳類、は虫類・両生類、陸上昆虫類、植物）

■整備予定地の環境

都谷森頭首工に隣接している。導水路のトンネル内は、コンクリートによる巻き立て構造である。非かんがい期にダムへ注水するため、5月から9月までは通水されず春季、夏季に水がない状況にある。

入口付近は、土砂が溜まり植物が生育しており、ダム側の出口付近は、残水があるため水生生物の生息が確認できる。

■調査の留意事項

（鳥類：頭首工と一体的に調査を行う。）

ほ乳類（コウモリ類）：トンネル入り口において、バッドディテクター調査を行い、必要に応じてバンディング調査を設定する。

植物：沈砂池の拡幅予定地において、動植物調査を実施する。



沈砂池



都谷森頭首工 生態系調査範囲

⑤夕顔関頭首工 生態系調査範囲（調査項目：鳥類、は虫類・両生類、魚類・底生動物、植物）

■整備予定地の環境

岩木川支流十川中流部に位置しており、堰長88.5mである。頭首工地点の右岸側は水田、左岸側は集落が隣接している。河川の川幅は広く、非かんがい期に広範囲で中州が形成されるが、かんがい期には、上流側の中州は水没し、下流側の中州は、堰により水没せず樹林地となっており、湿地性植物や草地・低木が生育している。

3月に周辺でハクガンが約30羽確認されているなど、渡りの経路と想定される。

■調査の留意事項

鳥類：頭首工周辺の鳥類相を把握するため、頭首工地点右岸の定点調査地を1か所設定する。

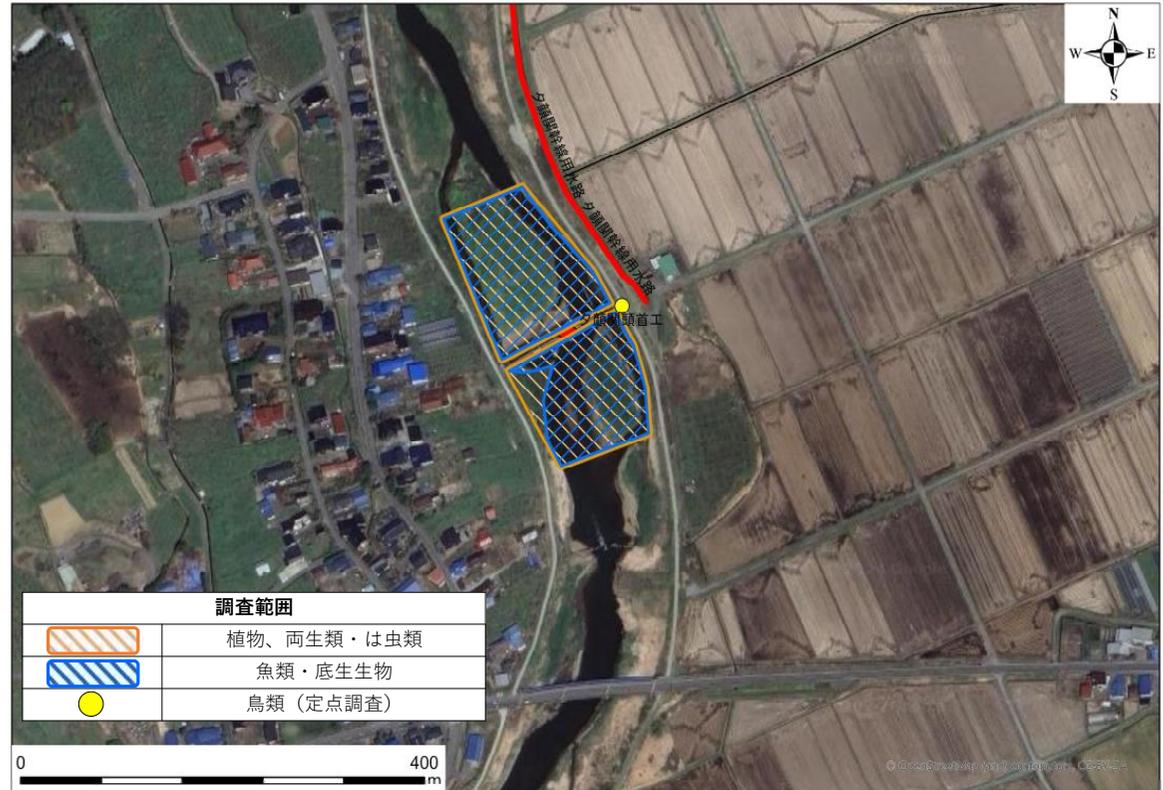
は虫類・両生類：流水域のは虫類・両生類について、魚類調査時に併せた調査区を設定する。

魚類・底生動物：頭首工の上下流約100mの範囲を調査区に設定する。

植物：流水域の植物について、魚類調査時に併せた調査区を設定する。



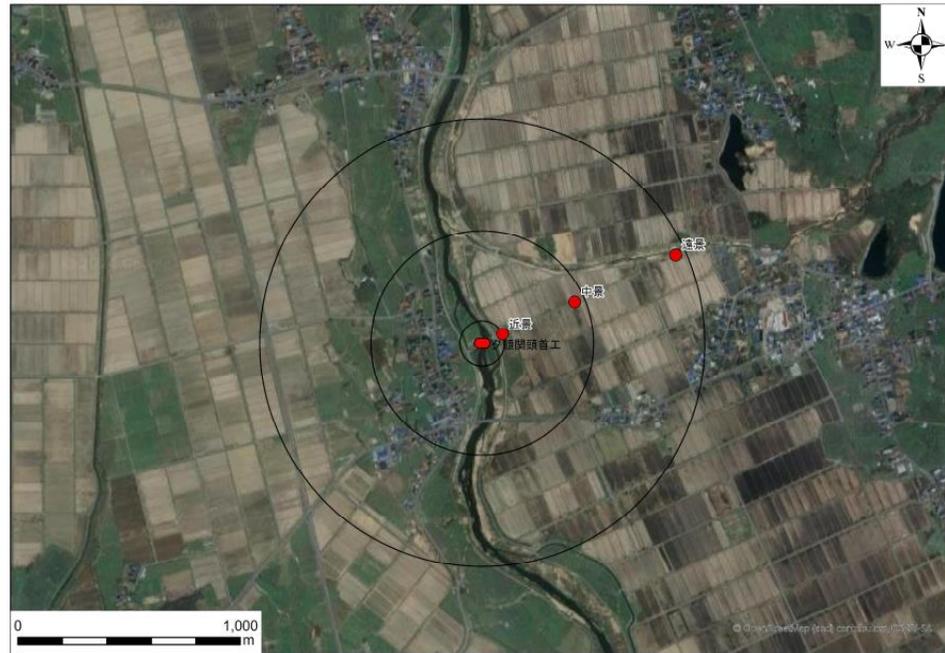
夕顔関頭首工



夕顔関頭首工 生態系調査範囲

⑤夕顔関頭首工 景観調査 視点場の設定

- 視点場設定の考え方
- ・ 頭首工については周辺景観への影響の把握及び景観配慮方策の検討のため、周囲からの視認量(まなざし量)を基に、ランドマークである岩木山が望める近景、中景、遠景の視点場を設定する。
 - ・ 近景視点場は頭首工右岸側に設定した。
 - ・ 中景視点場は近景視点場から北東の農道に設定する。
 - ・ 遠景視点場は、近景及び中景の直線状にある農道に設定する。



夕顔関頭首工 視点場



近景



中景



遠景

⑥松島頭首工 生態系調査範囲 (調査項目: **鳥類**、は虫類・両生類、魚類・底生動物、植物)

■整備予定地の環境

本頭首工は、岩木川水系松野木川中流の平野部に位置しており、堰長 19.0m の転倒型可動堰である。頭首工地点の右岸側は水田、左岸側は住宅地に隣接している。河川の川幅は狭く頭首工の上流側左岸の土砂の堆積した部分に湿地性植物が生育している。下流部に形成されている中州と下流約 150m の橋梁までは、ヨシなどの抽水植物が連続して生育している。

■調査の留意事項

鳥類：頭首工地点右岸の定点調査地を 1 か所設定する。

は虫類・両生類：流水域のは虫類・両生類について、魚類調査時に併せた調査区を設定する。

魚類・底生動物：頭首工の上流及び下流の施工範囲から下流側橋梁までを対象に各 1 か所(計 2 か所)の調査区を設定する。

植物：流水域の植物について魚類調査時に併せた調査区を設定する。



松島頭首工概況

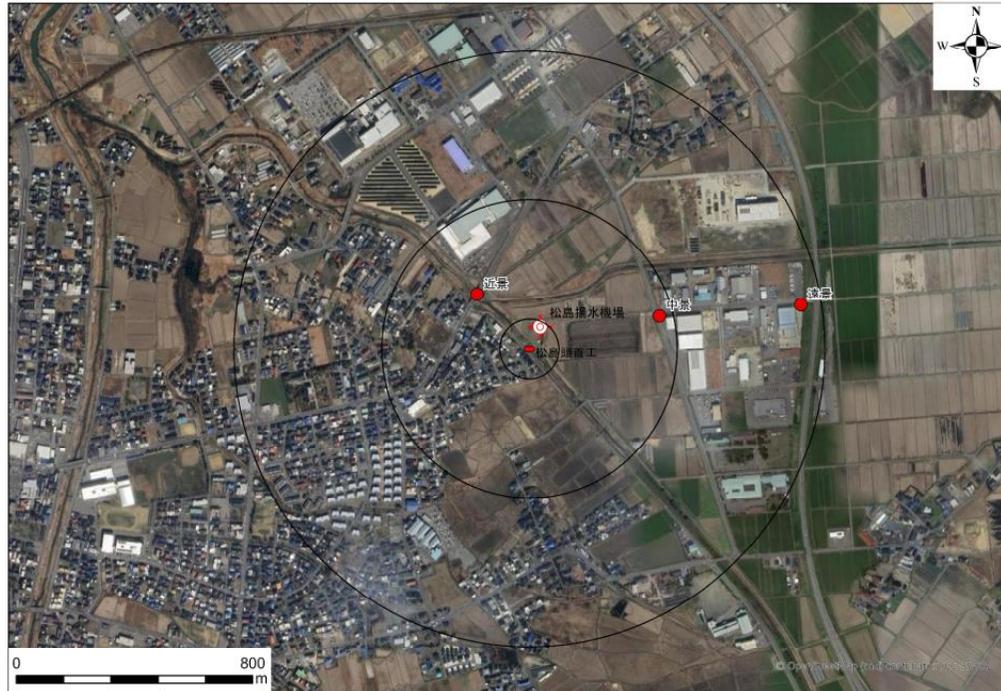


松島頭首工 生態系調査範囲

⑥松島頭首工 景観調査 視点場の設定

■視点場設定の考え方

- 頭首工の直近に住宅地が密集し、住民からはすぐ視認できる構造物である。
- 松島頭首工については周辺景観への影響の把握及び景観配慮方策の検討のため、周囲からの視認量(まなざし量)を基に、近景、中景、遠景の視点場を設定する。
- 近景視点場は現行機場を大きく視認できる位置に設定する。
- 頭首工は低位置にあり、集落側からは視認性が悪いため、中景・遠景の視点場はほ場側に設定する。



松島頭首工 視点場



近景



中景

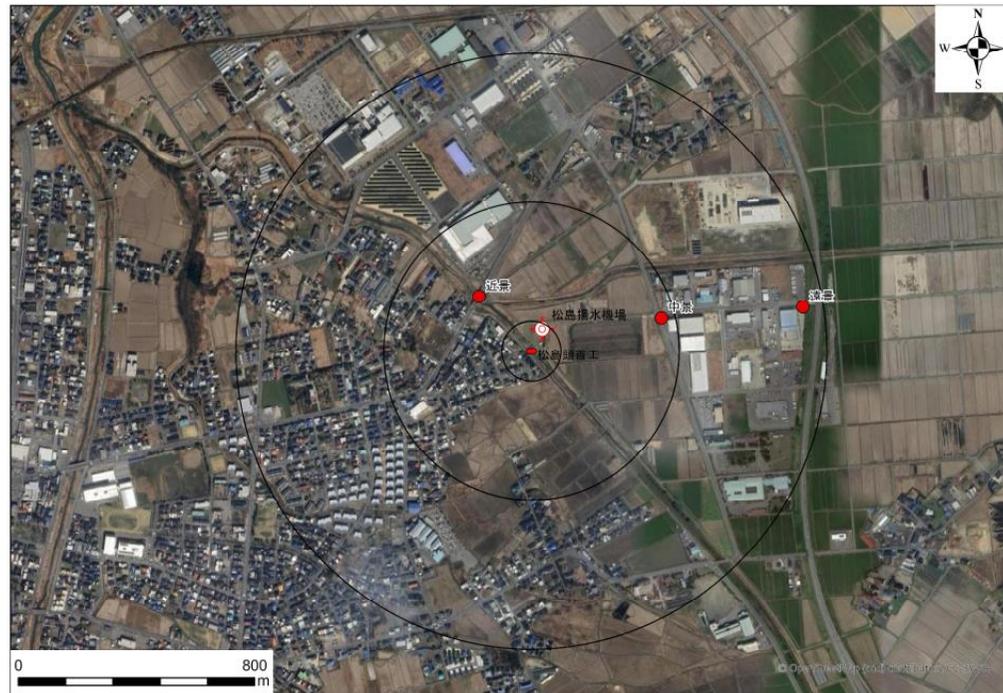


遠景

⑥松島揚水機場 景観調査 視点場の設定

■視点場設定の考え方

- 揚水機場の直近に住宅地が密集し、住民からはすぐ視認できる構造物である。
- 松島揚水機場については周辺景観への影響の把握及び景観配慮方策の検討のため、周囲からの視認量(まなざし量)を基に、近景、中景、遠景の視点場を設定する。
- 近景視点場は現行機場を大きく視認できる位置に設定する。
- 揚水機場は、集落側からは視認性が悪いため、中景・遠景の視点場はほ場側に設定する。



松島揚水機場 視点場



近景



中景

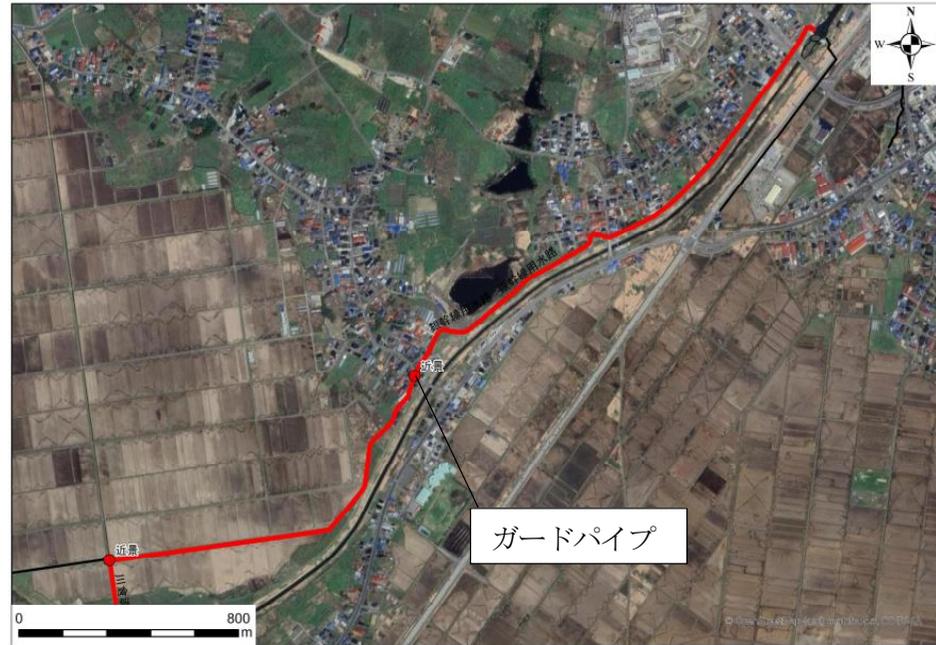


遠景

⑧銀幹線用水路 景観調査 視点場の設定

■視点場設定の考え方

- 用水路と樹園地の境界に白系のガードパイプ（安全柵）と金網フェンスが設置されている区間がある。
- ガードパイプは、周辺が集落であり、見晴らしが悪いため、近景のみを設定する。



銀幹線用水路 視点場



近景（ガードパイプ）

確認した生物種数（現地把握地点、ルートごとにとりまとめる）

把握地点名	〇〇用水路〇〇地点（ ）		
把握日	令和 年 月 日	天候	
把握結果の概要			
区分	確認種数及び希少種		備考
植物	<ul style="list-style-type: none"> ・確認種数 : (5種) ・希少種 : (1種〇〇〇) ・その他 : (外来種) 		
は虫類	<ul style="list-style-type: none"> ・確認種数 : (5種) ・希少種 : (1種〇〇〇) ・その他 : (外来種) 		
両生類	<ul style="list-style-type: none"> ・確認種数 : (5種) ・希少種 : (1種〇〇〇) ・その他 : (外来種) 		
魚類	<ul style="list-style-type: none"> ・確認種数 : (5種) ・希少種 : (1種〇〇〇) ・その他 : (外来種) 		
昆虫類	<ul style="list-style-type: none"> ・確認種数 : (5種) ・希少種 : (1種〇〇〇) ・その他 : (外来種) 		
貝類	<ul style="list-style-type: none"> ・確認種数 : (5種) ・希少種 : (1種〇〇〇) ・その他 : (外来種) 		
甲殻類	<ul style="list-style-type: none"> ・確認種数 : (5種) ・希少種 : (1種〇〇〇) ・その他 : (外来種) 		
鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・確認種数 : (5種) ・希少種 : (1種〇〇〇) ・その他 : (外来種) 		

備考には、採取した方法とその採取方法を採用した理由を明記すること。

※ 外来種は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法」で指定された種(特定外来種・要注意生物)と、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」(動物・植物)とする。

確認した生物リスト（現地把握地点、ルートごとに取りまとめる）
 確認生物種一覧

把握地点名	〇〇用水路〇〇地点（ ）			把握年月日	年	月	日
区分	目	科	属	種	確認個体数	備考(写真番号)	
は虫類							
両生類							
魚類							
昆虫類							
貝類							
甲殻類							
鳥類							

現地把握において確認された生物種の写真

確認された生物に関する情報（写真番号）	
（ 年 月 日撮影）	●属種名： ● 県希少種 ● ●（例：水際のヨシの間に隠れていた）

確認された生物に関する情報（写真番号）	
（ 年 月 日撮影）	●属種名： ● 県希少種 ● ●（例：水際のヨシの間に隠れていた）

確認された生物に関する情報（写真番号）	
（ 年 月 日撮影）	●属種名： ● 県希少種 ● ●（例：水際のヨシの間に隠れていた）